

## ●平成27年度事業計画(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成27年度は、「公益社団法人 日本写真協会」も5年目に入り、定款に定める「写真の普及・振興に関する事業を行い、文化の発展と国際交流の増進に寄与する」という設立目的に基づき、写真・映像文化の振興・普及を目的に従来からの事業を継続してまいりますが、会員だけでなく不特定多数の者の利益の増進に寄与しなければならない公益法人としての意識を強く持って、その内容については適時見直しを行いつつ以下の事業を実施していきます。

### A. 公益事業

#### 1. 日本の写真文化に顕著な功績のあった国内外の個人及び団体の顕彰（「日本写真協会賞」）

【担当：表彰委員会】

「平成27年度日本写真協会賞」は今年64回目を迎え、2月18日（水）に「選考会」を開催し、各賞受賞者を内定しました。

- ☆作家賞： 原 芳市、南川三治郎
- ☆新人賞： 石川竜一、中井精也
- ☆国際賞： サイモン・ベーカー
- ☆功労賞： 鏗山英次、川口邦雄
- ☆学芸賞： 白山真理

- (1) 対外発表： 4月15日（水）カメラ記者クラブで対外正式発表を行い、全国紙、一般雑誌等に資料を配布して記事掲載を依頼すると共に、HPに掲載し広く不特定多数の一般市民に周知徹底を図ります。
- (2) 表彰式： 6月1日（月）17:30～19:00 東京・三田の笹川記念会館で、受賞内容をスライド映写で紹介し、受賞者に対し表彰状・賞杯の授与を実施いたします。
- (3) 受賞祝賀会： 6月1日（月）19:00～20:20 表彰式終了後、同会場内レストランに会場を移し受賞者をお祝いする会を開催します。
- (4) 受賞作品： 5月29日（金）～6月4日（木）に、六本木の富士フィルムフォトサロン東京で開催、  
展覧会 会員以外にも不特定多数の写真愛好者に鑑賞してもらい受賞者の受賞内容を確認してもらい、写真文化の普及・振興に貢献します。
- (5) 平成28年度の選考  
恣意的な選考に陥らないよう、本年同様、11月～12月に広く写真界全体から、会員及び委嘱している指名推薦者（ノミネーター）による候補者のリストアップを行い、平成28年2月に会長が委嘱する選考委員5名による選考会を開催して受賞者を決定します。

#### 2. 写真に関する国内の情報・資料の収集及び「日本写真年報」の編集発行

【担当：出版広報委員会】

「不特定多数の利益の増進に寄与する公益事業」として認定された「日本写真年報」は、さらに公益事業に適合すべく2013年度版より、「日本写真年鑑」と題し約2倍にページを増やし、従来の写真業界の年報としての機能にあわせ、年間を通じた写真界の幅広い情報を掲載しております。2015年版も一般読者に興味を持っていただけるような話題を盛り込み、前年の写真活動状況をつぶさに記録し、老若男女すべての読者にとって、写真を通じて新たな発見が得られる一冊になるよう編集して発行いたします。

配布・頒布につきましては、従来から会員の皆様にお届けすると共に、関心の高い一般市民写真愛好者の為に写真美術館・ギャラリー・図書館・大使館等の公的機関及び報道機関に無料配布してきましたが、更に、会員以外の不特定多数の写真愛好者なら誰でもが入手できるように、HPに掲載すると共に、いくつかの取り扱い場所や「東京写真月間」事業の写真展会場で頒布告知チラシを配布してその発行を広く告知します。

### 3. 子供達中心に写真映像の原理と楽しみ方を理解させる写真体験教室の実施

【担当：写真・映像教育推進委員会】

当協会の目的に照らし、将来を担う子供たちに対する写真文化の教育が肝要であるとの認識から、主として小学生を対象に写真体験教室を平成17年度から実施。写真関連の授業内容がない現在の授業体制の中で、熱心な教師からの要望に応え正規の授業にも取り上げられるようになりました。

当初、銀塩方式の「手作りピンホールカメラ写真体験教室」では、子供たちが普段できない暗室体験を通じて写真の原理を理解してもらうことが大きな目的でしたが、平成21年度よりスタートした「デジタル写真教室」では、写真の原理は勿論ですが、写真の持つ多様な力の中から、自分の気持ちを表すという写真の自己表現力・コミュニケーション力を如何に引き出すかが重要になります。

平成27年度も、各学校・教師等の要望を基に、銀塩写真体験教室を今までどおり実施していくと共にデジタル写真体験教室も積極的に展開していきます。

また、写真体験教室の中では、断りもなく他人の顔を写さないとか、花壇等に勝手に踏み込まない等の撮影マナーや、著作権、肖像権等の法的権利についてもその重要性を教えていきます。

☆27年度実施目標：30ヶ所1200名

### 4. 国内外の写真文化を紹介する国際交流活動 【担当：国際交流委員会・写真月間委員会】

#### (1) 国際展「アジアの写真家たちネパール」

国際展は、ヒマラヤ登山の表玄関の観光立国ネパールを取り上げます。同国はインド、チベットに接し、歴史的に両国の風俗、文化の面で大きく影響受けてきた多民族国家です。

「Aggressive Photographers in Nepal Nowadays」と題して、ネパールの19名の写真家たちによる写真展を開催致します。また、写真展開催中に2名の写真家を招聘し、交歓レセプション、セミナー、ギャラリートークショーなどイベントを行う計画をしています。

#### (2) 日本写真協会賞新人賞受賞作品を海外で紹介

平成27年度は「日本写真協会賞新人賞受賞作品展(New Horizons)」のメキシコでの巡回を計画。展示作品は、2010年から2012年までの3年間に日本写真協会賞新人賞を受賞した日本人の写真家の作品60点(A2サイズ)を展示する。(笹岡啓子、藤岡亜弥、大和田良、村越としや、公文健太郎、斉藤麻子)

#### (3) 海外写真事情を紹介する講演会、スライドレクチャーの開催

来日写真家・写真関係者による講演会/スライドレクチャーを計画いたします。

#### (4) 文化庁の派遣及び招聘 海外写真研修生の推薦

平成27年度も、文化庁の推薦団体委嘱に応え、同庁の派遣及び招聘海外写真研修生の応募窓口として推薦実務を実施いたします。

### 5. 「写真の日」を中心に国内外の写真展を集中展開する写真月間の開催

【担当：写真月間委員会】

#### (1) 「20周年記念東京写真月間2015」

後援：環境省、外務省、文化庁、東京都、ネパール大使館(申請中)

##### ① 国内展「島」島は日本の原点

国内写真展として「島」島は日本の原点と題して、日本本土からは遠く離れた、交通の便に恵まれない厳しい環境の離島で生活する人々を捉えた4名の写真家による写真展を開催いたします。写真展では、古くからの風俗、文化を伝承しながら、限られた生活資源を大切に生きていく人々と自然との共生が表現されています。写真展の内容は、百々 武「海流」(コニカミノルタプラザ)、カベルナリア吉田「絶海の孤島」(オリンパスギャラリー東京)、太田章彦「Stranger of island—海士」(エプサイト)、加藤庸二「島-花綵列島」(ヒルトンホテル：ヒルトピアアートスクエア)。その他、巡回展を東川町他で開催予定。

## ② 国際展「アジアの写真家たちネパール」

「アジアの写真家たち」は、ヒマラヤ登山や観光で有名なネパールを取りあげます。

「Aggressive Photographers in Nepal Nowadays」と題して、ネパールの19名の写真家による同国の文化、風俗、人々の暮らしを捉えた写真展を4カ所のギャラリーで開催致します。

新宿ニコンサロン、オープンギャラリーキヤノンSタワー、Place M、ヒルトピアアートスクエアで開催。

新宿ニコンサロンで展示作品を大阪ニコンサロンにて巡回します。

## ③ 1000人の写真展 わたしのこの一枚 新宿パークタワー

## ④ 「写真の日」記念写真展・2015-新宿パークタワー 巡回展を全国9カ所で開催

外務大臣賞、環境大臣賞、優秀賞、レディース賞、ヤング賞、協賛会社賞約35社、入選

巡回展：「写真の町」東川文化ギャラリー、富士フォトギャラリー新潟

福島市振興公社福島テルサ、ニコンサロンbis 大阪、HCL フォトギャラリー名古屋、小諸高原美術館、

金沢21世紀美術館市民ギャラリー、高知県立文学館、九州産業大学美術館

## ⑤ 「見つけた！撮った！ワンダーランド」：「こどもの目線」写真展、Gサミット2015

共催：(公財)東京都公園協会、読売新聞東京本社、NPO法人フォトカルチャー倶楽部

## B. 共益事業

### 1. 会員に対し、会の動向や写真界の動きを知らせる会報の発行

【担当：出版広報委員会】

公益社団法人の相互扶助等事業として、会員の皆様に対しては、会の動向や写真界の最近の動きをお知らせする為、従来通り年4回 5月、8月、11月、2月に会報を発行いたします。

内容は基本的に変わりませんが、事務局からの一方通行だけではなく、「会員のひろば」の欄も設けていますので、会員の声を積極的に拾っていきます。

### 2. 日本写真協会賞受賞祝賀会 兼 叙勲・褒章受章祝賀会 兼 東京写真月間レセプションの開催

【担当：総務委員会】

平成27年度は、「6月1日写真の日」事業として6月1日の日本写真協会賞表彰式後、笹川記念会館にて「日本写真協会賞受賞祝賀会」兼「叙勲・褒章受章祝賀会」兼「東京写真月間レセプション」を開催します。

## C. 法人運営事業

### 1. 新公益法人制度に則った協会運営

【担当：総務委員会】 【担当：コンプライアンス委員会】

- (1) 本年度の活動経過は、次回理事会で報告いたしますが、公益法人には、「不特定多数の利益の増進に寄与する」ことが強く求められています。従来から、当協会の活動内容が会員のためだけでなかったことは明らかですが、今後は従来にも増して一般市民写真愛好家の存在を念頭に置き、法令を遵守し、規程を整備して自己統制の体制をしっかりと築き、公正、公平、公開を旨とした運営を心がけていきます。

- (2) ホームページの充実と積極的活用

協会諸事業の活動内容をその都度タイムリーに更新し、積極的に活用していくと共に、国際交流の推進を強化するため、英語版ホームページの内容充実を図っていきます。

以上



公益社団法人  
日本写真協会